事業者 指定(更新)時確認事項 指定給水装置工事事業者を対象に 行われた研修を記入。 青字が記入例 令和元年 11 月 26 日にグリーンド 000 番号 一ム前橋で行われた、日本水道協 会群馬県支部主催の指定給水事業 ては名称 安中上水 Ø 者研修会などが対象 **7379-0116** } 号 安中市安中二丁目 11-24 番地 住所又は所在地 指定申請書と同様の押印 代表者氏名 安中 太郎 法人:代表者印 電話番号 027-345-3002 個人:申請者印 指定給水装置工事 業者講習会の受講実績(過去5年以内) 受講年月日(受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付してください。)(公表: (可) 不可) 会和 元 未受講 11 月 26 日 (未受講の場合、その理由) ※ 非公表 休日、営業日、営業時間、 未受講の理由を記入(非公表) 修繕対応可能時間等を記入 指定給水装置工事事業者の業務内容 公表: 可 休業日、営業時間(修繕対応時間もご記入ください。) 不可) 休業日 : 日曜日、祝日、正月3が日 営業日 : 月~土 修繕対応時間: 8 時~17 時 G.W に連休 (8時~17時) 17 時以降は要相談 漏水時の修繕対応の可否を記入。 (公表: (可) 漏水等修繕対応の可否 不可) その他の欄に夜間等営業時間外 (該当部に○をつけて下さい。詳細な内容を記入することも可能で の対応等あれば記入可 屋内給水装置の修繕 埋設部の修繕 その他 (夜間等の緊急対応については電話等にて応談 対応工事種別 (新設・改造 等):該当部に○をつけて下さい。(公表: (可) 不可) 配水管からの分岐~水道メーター(新設 改造) 水道メーター ~宅内給水装置((新設)(改造)) 緊急連絡先等の特記事項など があればその他の欄に記入 不可) その他 (公表: 可 緊急連絡先 0×0-××××-0000 (代表者携帯) 公表不可を選択した項目につ いては掲載いたしません。 ※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るようお願いします。

給水装置工事主任技術者等の研修受講実績(過去5年以内)

水道法施行規則 第36条

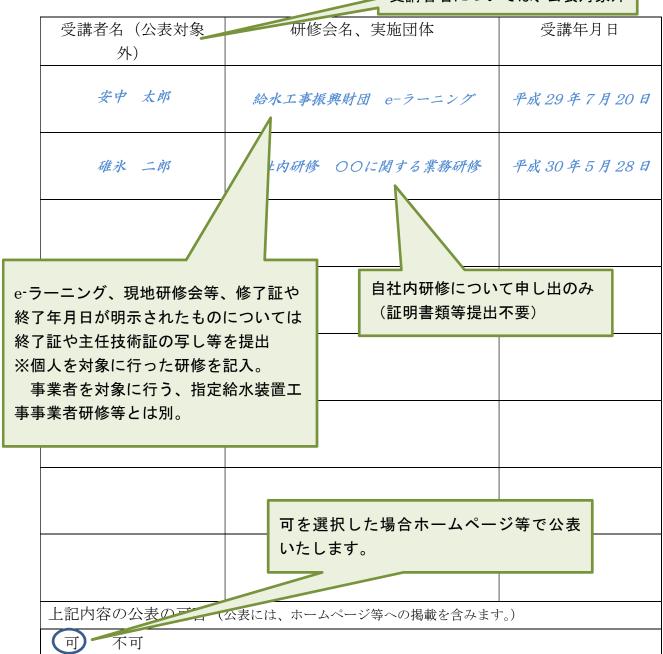
過去5年以内の受講の有無

法第 25 条の 8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上の

ために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名については、公表対象外



外部研修については、受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有 する者の状況

水道法施行規則 第36条

給水装置工事に主に従事したもの

法第 25 条の 8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の 各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターま での工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を 生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその 者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させるこ
工事を施工しない場合はチェック欄レ点

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してく

□ 「配水管からの分岐~水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の出況を記載してください

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。		
技能を有する	配水管への分水栓の取	資格等を有しているか(○×を記入) 工事
者の氏名	付・せん孔、給水管の接	保有している資格を記入
(公表対象外)	合、いずれの経験も有し	
	ているか (○×を記入)	∴ NATION OF THE STATE OF THE
安中 太郎	0	O 配管技能士 H30
碓氷 二郎	0	O 配管技能検定合格 R2
社員 A	0	x 直近の給水装置工事を施 エした年度を記入。
上記内容の公表の可否 (には、ホームページ等への) みます。)		
可不可		
※以下に示す保有資格等(下線部)を記載 さい。 資格を有していなくても、経		
① 水道事 者等によって行われた試験や講 資格を 験を有していれば記入する(配) 者、その他類似の名称のものを含む		
② F 月開発促進法 (昭和 44 年法律第 64 号) 第		
規定する都道府県の記 ・ 業訓練校の配管科の課程修了者		
不可を選択した場合には 興財団が実施する		三田田佐刀は丁寺は笠も <i>魚</i> れ、外よりは
公表は行いません。	章技能 <u>検定会合</u> 権	雇用関係又は下請け等も含み、給水装
	写しを添付してく イン・カートの工事な技行し	置工事に主に従事した者の氏名等を
「配水管からの分岐〜水道メーター」の工事を施行 、記入 技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。 ※ 氏 タ に ついてけ 、		
技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。 ※氏名については、公表対象外		